

戸田市水道事業 令和 7 年度水質検査計画

「水質検査計画」は、水質検査の適正化及び透明性を図るために、検査地点、検査項目及び検査頻度等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 採水地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性の保証
10. 関係機関との連携
11. 水質検査計画の見直しについて

戸田市水道事業では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて、水質検査計画を策定し、水道水が水質基準に適合し安全であることをご理解していただけるよう公表します。

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、深井戸（水源）及び浄水場の出口とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水道水の水質管理に必要な水質管理目標設定項目及び戸田市が独自に行う水質項目等について、実施します。

(3) 検査頻度

水道法及びこれまでの検出状況等を考慮し、水道水の安全性の確認に十分と考えられる頻度で定期的に行います。また、必要に応じて臨時の検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 経過

本市は、昭和 30 年に川口市から原水の供給を受け、給水を開始して以来、昭和 43 年までは地下水を水源とした井戸水のみで、水道水の給水を賄ってきました。（昭和 31 年に、井戸完成に伴い、川口市からの原水の受水を廃止しました。）

その後、本市の発展に伴い、水道水の需要が増加し、昭和 43 年に河川水を水源とする埼玉県営水道から浄水の受水を開始しました。

現在は 3 箇所の浄水場から、市内全域に給水しています。

(2) 給水状況（令和 5 年度）

項 目		備 考
給 水 人 口		1 4 1, 9 8 8人
普 及 率		1 0 0%
給 水 戸 数		6 9, 4 1 4戸
年 間 給 水 量		1 6, 1 0 6, 6 6 0m ³
一日最大給水量		4 6, 6 3 0m ³
一日平均給水量		4 4, 0 0 7m ³
県 水	年 間 受 水 量	1 2, 7 9 0, 2 1 0m ³
	一日平均受水量	3 4, 9 4 6m ³
地 下 水	年 間 取 水 量	3, 3 1 6, 4 5 0m ³
	一日平均取水量	9, 0 6 1m ³

(3) 施設の概要

名 称	施設能力	水 源			所 在 地
		河川水 (県水)	地下水 (深井戸)	井戸の 本数	
東部浄水場	24,400m ³ /日	○	—	—	中町2丁目21番15号
中部浄水場	6,600m ³ /日	○	○	5	下前1丁目7番5号
西部浄水場	32,800m ³ /日	○	○	5	笹目2丁目23番地の25
合計	63,800m ³ /日	—	—	10	—

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 水道の原水の状況

水源は、河川水と地下水からなっています。

(ア) 河川水

大久保浄水場(埼玉県営水道)から、河川水(荒川)を浄化した水道水(県水)を受水しています。

(イ) 地下水

戸田市所有である10本の深井戸から取水しています。

※この内の深井戸1本については、経年劣化のため運転及び水質検査を停止しています。

(2) 水道水の状況

水道水は、水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

4. 採水地点

(1) 給水栓(蛇口)

各浄水場の系統ごとに検査を実施します。

給 水 栓 の 場 所	備 考
後第2公園 (喜沢1-8)	東部浄水場系
川岸公園 (川岸2-11)	中部浄水場系
番匠免公園 (美女木8-6)	西部浄水場系

(2) 深井戸(水源)

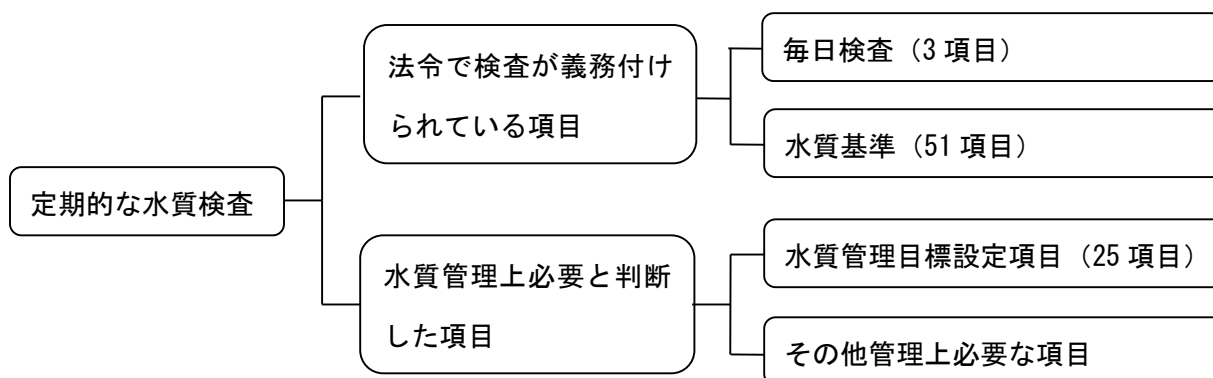
各深井戸から取水した原水を各浄水場の入口地点で採水し、検査を実施します。

(3) 浄水場の出口

市内に送り出す水として、各浄水場の残留塩素を 24 時間連続で測定します。

5. 水質検査項目と検査頻度

本市では、毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他水質管理上必要な項目について検査を行います。



(1) 毎日検査項目

毎日検査項目は、給水栓（蛇口）で 1 日 1 回検査を行うことが法令で義務付けられている項目です。市内 5 箇所（水質監視モニターを含む）で検査を実施します。水質監視モニターについては、毎日 24 時間連続で測定を行います。

毎日検査地点	検査項目					測定方法	給水系統
	色※1	濁り※1	色度※2	濁度※2	残留塩素	委託・自動	
後第二公園	○	○	○	○	○	委託・自動	東部浄水場系統
川岸公園	○	○			○	委託	中部浄水場系統
下戸田ポンプ場			○	○	○	自動	
番匠免公園	○	○	○	○	○	委託・自動	西部浄水場系統
早瀬公園			○	○	○	自動	

※1 色及び濁りは目視等により検査を行います。

※2 色度及び濁度は水質監視モニターを使い、24 時間連続で検査を行います。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は、基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目です。給水栓 3 箇所（給水栓水）及び深井戸 9 箇所（原水）について、表 1 のとおり検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定されている項目です。

給水栓 3 箇所（給水栓水）、深井戸 9 箇所（原水）について、表 2・表 3 のとおり 1 年に 1 回、検査を実施します。（本市では、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素及びこの使用により生成する亜塩素酸を除いた 25 項目を検査します。）

(4) その他管理上必要な項目

(ア) 埼玉県水道水質管理計画に基づく検査項目（9 号取水井）

9 号取水井の原水および浄水について、埼玉県水道水質管理計画に基づく埼玉県の水質監視地点に選定されているため、表 4 のとおり検査を実施します。

(イ) クリプトスポリジウム指標菌

原水について、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、3 箇月に 1 回の頻度で、検査を実施します。

(ウ) 独自に設定した項目

水質管理上必要と考える項目について、検査を実施します。

(A) 給水栓水（後第二公園・川岸公園・番匠免公園）

- ・アルカリ度（年 1 回）
- ・ランゲリア指数（年 4 回）

(B) 原水

- ・トリクロロエチレン（原水：年 6 回、トリクロロエチレン除去処理水：毎月）

1・9 号取水井について、過去に水質基準値を超過した値が検出されていたことから（現在は水質基準値の 10% 以下のため、安全です）、原水に関しては 2 箇月に 1 回検査を行います。また、エアレーション装置によりトリクロロエチレンの除去処理をした原水に関しては、装置による除去性能を確認し、原水の安全性を確認するため、毎月検査を行います。

- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

2 号取水井について、過去に水質基準値の 50% を超過した値が検出されていたことから、監視体制を強化し、年 4 回検査を行います。

4・5・10 号取水井及び西部浄水場系深井戸混合水については、水質基準値の 50% を超過した値が検出されていることから、監視体制を強化し、毎月検査を行います。

- ・アンモニア態窒素（年１回）

２・６号取水井については、原水で若干検出される傾向にあることから、監視体制を強化し、年４回検査を行います。

- ・マンガン（毎月）

６・７号取水井については、原水で若干検出される傾向にあることから、監視体制を強化し、毎月検査を行います。

（エ）放射性物質

放射性物質の管理目標値については、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中の放射性物質に係る指標の見直し」（平成２４年３月５日健水発 0305 第２号）があり、この中で水道水中の放射性物質に係る新たな目標値（セシウム 134 及び 137 の合計 10Bq/kg）が設定されました。

本通知に基づき、表５のとおり検査を実施します。

６．水質検査方法

法令に基づく水質検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）により行います。

なお、その他の検査は、国が定めた水道水の検査方法、国土交通省通知、環境省通知、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

７．臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、給水栓水の安全性が確保されるまで行います。臨時の水質検査は、下記のようなときに実施します。

- （１）県水及び原水（深井戸）の水質が悪化したとき。
- （２）水源付近及び浄水場で異常があったとき。
- （３）その他、特に必要があると認められるとき。

８．水質検査結果の公表

水質検査結果は、水道事業統計、ホームページ等で公表します。

９．水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の精度と信頼性を保証するため、水質検査は水道法第 20 条に係る登録検査機関に委託します。また、毎日の水質検査は戸田市上下水道事業包括委託の委託業者が行います。

10. 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、埼玉県企業局、その他関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。

11. 水質検査計画の見直しについて

水質検査結果について評価を行い、検査結果、法令改正等に基づき、必要に応じて水質検査計画を見直します。

※戸田市水安全部ホームページで、水質検査項目について用語の解説を掲載しておりますので、ご覧ください。

(URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-sisetuka-suisitukanri.html>)

(お問い合わせ先)

戸田市水安全部 水道施設課 浄水場担当

郵便番号 335-0026

所在地 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号

電 話 048-229-4638

F A X 048-444-1609

[表1] 水質基準項目

番号	項目	基準値	過去3年間の 最高値(※1)	給 水 栓 水						原 水			備考
				51項目	43項目	11項目	9項目	合計	法定 検査頻度	頻度 減少 根拠	頻度 減少 状況	39項目	
				年2回	年2回	年2回	年6回					年1回	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	○	○	○	○	12 回	1月に1回			○	病原生物に よる汚染の 指標
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	○	○	○	○	12 回	1月に1回			○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.0003 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	無機物・ 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	0.00005 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	0.002 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4	減	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	0.004 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○	○			4 回	3月に1回			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	2.68	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.13	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.1 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	一般有機物
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.0002 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.001 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.001 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満	○				2 回	3月に1回	※4	減	○	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.06 未満	○	○			4 回	3月に1回				消毒 副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	0.002 未満	○	○			4 回	3月に1回				
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.015	○	○			4 回	3月に1回				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.011	○	○			4 回	3月に1回				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.009	○	○			4 回	3月に1回				
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.001	○	○			4 回	3月に1回				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.031	○	○			4 回	3月に1回				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.01	○	○			4 回	3月に1回				
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.011	○	○			4 回	3月に1回				
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.002	○	○			4 回	3月に1回				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.008 未満	○	○			4 回	3月に1回				着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.004	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.04	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	0.03 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.01 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	16.6	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	味
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	0.004	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	着色
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	28.8	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	135	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	215	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	発砲
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	0.02 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000002	○	○	○		6 回	1月に1回	※3	減	○	かび臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	0.000002	○	○	○		6 回	1月に1回	※3	減	○	発砲
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	0.002 未満	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	0.0005	○	○			4 回	3月に1回	※4		○	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	1.3	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	味
47	pH値	5.8以上 8.6以下	7.8	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	基礎的性状
48	味	異常でないこと	異常なし	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2			
49	臭気	異常でないこと	異常なし	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	
50	色度	5 度 以下	0.7	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満	○	○	○	○	12 回	1月に1回	※2		○	

(※1) 過去3年間(令和4年～令和6年度)の最高値は、給水栓の定期水質検査結果の最高値です。『未満』表示となっているものは、定量下限未満であることを示しています。
(※2) 連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、頻度を減じることが可能です。(水道法施行規則第15条第1項第3号イ該当)
(※3) 水源における藻類の発生が少なく、検査の必要がない期間は回数を減じることが可能です。藻類発生時期に実施します。(水道法施行規則第15条第1項第3号ロ該当)
(※4) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下である場合にあっては、頻度を減じることが可能です。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ該当)

[表2] 水質管理目標設定項目

番号 (※1)	項 目	目 標 値	給水栓水 (年1回)	原水 (年1回)	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg / L 以下	○	○	無機物・ 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg / L 以下 (暫定)	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg / L 以下	○	○	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	○	○	一般有機物
8	トルエン	0.4 mg / L 以下	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg / L 以下	○	○	
10	亜塩素酸 ※4	0.6 mg / L 以下	—	—	消毒副生成物
12	二酸化塩素 ※4	0.6 mg / L 以下	—	—	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル ※5	0.01 mg / L 以下 (暫定)	○	—	消毒副生成物
14	抱水クロラール ※5	0.02 mg / L 以下 (暫定)	○	—	
15	農薬類 ※2	検出値と目標値の比の和として、1 以下	○	○	農薬
16	残留塩素 ※5	1.0 mg / L 以下	○	—	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ※3	10 mg / L 以上 100 mg / L 以下	△	△	味
18	マンガン及びその化合物 ※3	0.01 mg / L 以下	△	△	着色
19	遊離炭酸 ※5	20 mg / L 以下	○	—	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg / L 以下	○	○	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg / L 以下	○	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※5	3 mg / L 以下	○	—	味
23	臭気強度(TON) ※5	3 以下	○	—	臭気
24	蒸発残留物 ※3	30 mg / L 以上 200 mg / L 以下	△	△	味
25	濁度 ※3	1度以下	△	△	基礎的性状
26	pH値 ※3	7.5程度	△	△	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数) ※5	-1程度以上とし、極力0に近づく	○	—	
28	従属栄養細菌 ※5	2000 個 / mL 以下 (暫定)	○	—	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下	○	○	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物 ※3	0.1 mg / L 以下	△	△	着色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	量の和として0.00005mg / L 以下	○	○	有機フッ素化合物
実 施 検 査 項 目 数			25	17	

番号	項 目	目標値	給水栓水	原水※6 (年4回)
32	放射性物質(ヨウ素131 セシウム134・137)	10 Bq/kg	—	○

(○:実施 △:水質基準項目で実施 —:実施しない)

(備考) ※1 4、6、7、11は欠番です。

※2 農薬の項目は、[表3]を参照。

※3 水質基準項目が重なるため、水質基準項目で実施する。

※4 消毒に二酸化塩素を使用していないため、給水栓及び原水で検査を省略。

※5 消毒副生成物、味等に係る項目のため、原水では検査を省略。

※6 中部浄水場系混合水及び西部浄水場系混合水を採水。

[表3] 水質管理目標設定項目(農薬類)

No.	項目	目標値(mg / L)	給水栓水	原 水
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	—	○
2	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.02	—	○
3	EPN	0.004	—	○
4	アトラジン	0.01	—	○
5	アラクロール	0.03	—	○
6	イソキサチオン	0.005	—	○
7	エスプロカルブ	0.03	—	○
8	オキシ銅(有機銅)	0.03	—	○
9	カフェンストロール	0.008	—	○
10	カルボフラン	0.0003	—	○
11	クロルピリホス	0.003	—	○
12	クロロタロニル(TPN)	0.05	—	○
13	ジウロン(DCMU)	0.02	—	○
14	ジクロベニル(DBN)	0.03	—	○
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	—	○
16	シマジン(CAT)	0.003	—	○
17	シメトリン	0.03	—	○
18	ダイアジノン	0.003	—	○
19	チウラム	0.02	—	○
20	チオベンカルブ	0.02	—	○
21	トリクロピル	0.006	—	○
22	トリクロルホン(DEP)	0.005	—	○
23	トリフルラリン	0.06	—	○
24	フィプロニル	0.0005	—	○
25	フェニトロチオン(MEP)	0.01	—	○
26	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	—	○
27	フェンチオン(MPP)	0.006	—	○
28	フェントエート(PAP)	0.007	—	○
29	ブタミホス	0.02	—	○
30	プレチラクロール	0.05	—	○
31	プロベナゾール	0.03	—	○
32	プロモブチド	0.1	—	○
33	ベノミル	0.02	—	○
34	メコプロップ(MCPP)	0.05	—	○
35	メソミル	0.03	—	○
36	メチダチオン(DMTP)	0.004	—	○
37	メフェナセツト	0.02	—	○
38	モリネート	0.005	—	○
39	マラソン(マラチオン)	0.7	○	○
実施検査項目数			1	39

[表4] 埼玉県水道水質管理計画に基づく検査項目(9号井)

1. 水質管理目標設定項目(年2回)

項 目		原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	○	—
2	ウラン及びその化合物	○	—
3	ニッケル及びその化合物	○	—
4	1,2-ジクロロエタン	○	—
5	トルエン	○	—
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	—
7	ジクロロアセトニトリル	—	○
8	抱水クロラール	—	○
9	1,1,1-トリクロロエタン	○	—
10	メチル-tert-ブチルエーテル	○	—
11	1,1-ジクロロエチレン	○	—
12	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	—
実 施 検 査 項 目 数		10	2

2. 農薬類(年1回)(原水)

項 目	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)
2	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)
3	EPN
4	アトラジン
5	アラクロール
6	イソキサチオン
7	エスプロカルブ
8	オキシ銅(有機銅)
9	カフェンストロール
10	カルボフラン
11	クロルピリホス
12	クロロタロニル(TPN)
13	ジウロン(DCMU)
14	ジクロベニル(DBN)
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)
16	シマジン(CAT)
17	シメトリン
18	ダイアジノン
19	チウラム
20	チオベンカルブ
21	トリクロピル
22	トリクロルホン(DEP)
23	トリフルラリン
24	フィプロニル
25	フェントロチオン(MEP)
26	フェノブカルブ(BPMC)
27	フェンチオン(MPP)
28	フェントエート(PAP)
29	ブタミホス
30	プレチラクロール
31	プロベナゾール
32	ブロモブチド
33	ベノミル
34	メコプロップ(MCPP)
35	メソミル
36	メチダチオン(DMTP)
37	メフェナセツ
38	モリネート

〔表5〕 令和7年度年間水質検査（予定）検体数月別内訳表

表内数値は検体数

検 査 項 目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
法 定 検 査	水質基準項目 (表1参照)	51項目／市内3給水栓【給水栓水】						3						3	6
		43項目／市内3給水栓【給水栓水】			3						3				6
		11項目／市内3給水栓【給水栓水】				3	3								6
		9項目／市内3給水栓【給水栓水】	3	3					3	3		3	3		18
		39項目／中部系井戸4本(8月実施)・西部系井戸5本(9月実施)【原水】					4	5							9
		六価クロム化合物／市内3給水栓【給水栓水】			3						3				6
	水質管理目標 設定項目 (表2参照)	25項目／市内3給水栓【給水栓水】						3							3
		17項目／中部系混合水・西部系混合水【原水】						2							2
	埼玉県水道 水質管理計画 (表4参照)	水質管理目標設定項目12項目／9号井【原水10項目、浄水2項目】				1						1			2
		農薬類38種類／9号井【原水】				1									1
	水道における クリプトスポリジウム等 対策指針	大腸菌(クリプトスポリジウム指標菌)／中部系井戸4本【原水】		4						4			4		12
		大腸菌(クリプトスポリジウム指標菌)／西部系井戸5本【原水】			5						5			5	15
		嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム指標菌)／中部系井戸4本【原水】		4			4			4			4		16
		嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム指標菌)／西部系井戸5本【原水】			5			5			5			5	20
自 主 検 査	トリクロロエチレン／1・9号井【原水】		2		2				2		2		2		10
	トリクロロエチレン／1・9号井【(トリクロロ除去装置による)処理水】		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素／4・5・10号井(9月を除く)・西部系混合水【原水】		4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	45
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素／2号井(5, 11, 2月実施)【原水】			1						1			1		3
	ランゲリア指数／市内3給水栓【給水栓水】		3			3					3			3	12
	アンモニア態窒素／中部系井戸4本(8月実施)・西部系井戸5本(9月実施)【原水】						4	5							9
	アンモニア態窒素／2・6号井【原水】			2						2			2		6
	アルカリ度／市内3給水栓【給水栓水】							3							3
	マンガン／6・7号井【原水】		2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	22
	放射性物質(ヨウ素131・セシウム134、137)／中部系混合水・西部系混合水【原水】(表2参照)		2			2			2			2			8

※市内3給水栓…後第2公園、川岸公園、番匠免公園

※中部系井戸4本…1, 2, 6, 9号井 西部系井戸5本…4, 5, 7, 8, 10号井

※混合水…各井水が混合された水。

※水質管理目標設定項目については、水質基準項目と検査項目が重なる項目は、水質基準項目で検査を実施。

(ただし、埼玉県水道水質管理計画の水質管理目標設定項目は除く。)

※給水栓水の放射性物質については、埼玉県の水質検査結果を活用する。

※工事等の影響により、検査の検体数が変更になることがある。